

【改正前】

建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領

第1 趣旨

この要領は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第12条及び第13条の趣旨を踏まえ、大分県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札金額内訳書の提出及び審査等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

県発注工事に係る一般競争入札（要件設定型一般競争入札を含む。）及び指名競争入札の入札参加者は、入札書の提出と同時に入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。なお、一度目の入札が成立したが不落札となった場合に、一度目の入札に引き続いて入札を行う場合にあっては、内訳書の提出は不要とする。

第3 提出方法

内訳書の提出方法については、大分県電子入札運用基準（平成18年8月1日付け土企第777号）の規定による。

第4 内訳書の記載内容

1（土木関係工事）

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額とする。

（注）土木関係工事とは、主に1の2（注）に記載した建築関係工事以外の工事をいう。

1の2（建築関係工事）

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額とする。

（注）「建築関係工事」とは、主に建築工事及び建築物及び建築物の敷地に付帯する工事（建築設備工事、外構工事、造園工事、さく井工事等）をいう。

2 入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）の際に内訳書の様式を発注者が提供した場合については、原則としてその様式を使用するものとする。

なお、上記1又は1の2に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。

3 総合評価落札方式の場合には、技術提案に要する費用を含めた金額で入札することとし、内訳書にも技術提案の内容を反映させるとともに、必要に応じて項目を追加すること。

なお、技術提案の内容が既存の項目に含めて計上できる場合は、追加する必要はない。

第5 入札参加者への周知

発注者は、内訳書の提出等について、入札公告等に記載することにより周知するものとする。

第6 内訳書の審査方法

1 審査は、開札後、落札候補者が提出した内訳書により行う。

2 内訳書の審査にあたり、追加資料の提出は求めない。ただし、発注者が必要と認めた場

【改正前】

合には、当該落札候補者に説明を求めることができる。

第7 審査基準

落札候補者の内訳書が次の各号に該当する場合は、大分県契約事務規則（昭和39年3月31日大分県規則第22号）第27条第10号に該当するものとして、当該落札候補者の入札を無効とする。

- (1) 内訳書の全部又は一部が未提出の場合（入札公告等で指定したファイル形式（PDF形式）以外の形式で提出された場合は未提出とみなす。ただし、事前に発注者の承認を得て、大分県電子入札運用基準4.4-2で定める「媒体提出届」を添付して紙で提出された場合又は紙入札書（紙入札での参加について発注者の承認を受けたものに限る）に添付して紙で提出された場合は除く。）
- (2) 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合
- (3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目の合計欄に記載された金額の合計（以下「金額A」という。）と入札金額内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額（以下「金額B」という。）が一致しない場合
ただし、スクラップ費等の売却費がある場合、金額Aからスクラップ費等の売却費を控除した額と金額Bが一致すれば無効としない。
- (4) 値引き、減額等の項目が計上されている場合（スクラップ費等の売却費などマイナス計上すべきものを除く。）
- (5) ①（土木関係工事）
工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル3相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合
②（建築関係工事）
種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合
- (6) その他重大な不備がある場合

（注）別添【記載例】参照

第8 提出された内訳書の取扱い

- 1 入札書提出期限後における内訳書の差替、追加は認めないものとする。
- 2 提出された内訳書は返却せず、他の入札関係書類と併せて保管する。
- 3 発注者は、必要に応じて、提出された内訳書を公正取引委員会等へ提出することがある。

第9 その他

- 1 県発注工事の受注者となった者に対しては、工事完成後に、入札時に提出した内訳書と精算額が対照できる工事費内訳書の提出を求めることがある。なお、提出を求める工事は、発注者が入札公告等において定めたものとする。
- 2 入札談合に関する情報があった場合の内訳書の取扱いについては、「大分県談合情報対応マニュアル」によるものとし、第6の規定に関わらず、追加資料の提出を求める場合がある。
- 3 低入札価格調査を実施する場合は、別途、「大分県低入札価格調査実施要領（平成12年9月20日大分県告示第672号）」第八の二の（一）による入札価格の内訳書の提出を求める。

【改正前】

附 則

この要領は、平成21年11月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日以後に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年11月15日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

2 前項にかかわらず、平成28年3月31日までに指名競争入札によって提出された内訳書が、本文「第7 審査基準」の各号に該当する場合であっても、当該落札候補者の入札を無効とはしないものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日以降に起案する設計書に適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降に起案する設計書に適用する。